

笠間市議会教育福祉委員会記録

令和8年6月8日 午前9時56分開会

出席委員

委員長	鈴木宏治君
副委員長	酒井正輝君
委員	益子康子君
〃	田村泰之君
〃	石松俊雄君
〃	大貫千尋君

欠席委員

委員	林田美代子君
----	--------

出席説明員

保健福祉部長	深澤充君
保険年金課長	山口浩之君
保険年金課長補佐	中庭裕美子君
保険年金課G長	長谷川修君
保険年金課G長	川俣真一君

出席議会事務局職員

主査	上馬健介
係長	神長利久

議事日程

令和8年6月8日（月曜日）

午前9時56分開会

1 開会

2 案件

（1）付託案件の審査

・議案第34号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

（2）その他

午前 9 時 5 6 分開会

○鈴木委員長 教育福祉委員会委員の皆様並びに執行部の方々におかれましては本日の委員会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は 6 名であります。欠席委員は、林田美代子君であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから教育福祉委員会を開会いたします。

本日の議案説明のため出席を求めた者は、タブレットに配付しました資料のとおりであります。また、議会事務局より、上馬主査、神長係長が出席しております。

本日の会議の記録は、上馬主査にお願いします。

○鈴木委員長 これより議事に入ります。

本日の案件は、今期定例会において当委員会に付託になりました議案の審査であります。

それでは、保険年金課が所管いたします、議案第 34 号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての審査を行います。

提案者の説明を求めます。

保険年金課長 山口浩之君。

○山口保険年金課長 保険年金課 山口です。

○鈴木委員長 暫時休憩いたします。

午前 9 時 5 7 分休憩

午前 9 時 5 8 分再開

○鈴木委員長 休憩を解いて直ちに会議に戻ります。

保険年金課長 山口浩之君。

○山口保険年金課長 保険年金課 山口です。よろしくお願いいたします。

議案第 34 号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額及び低所得世帯に対する軽減措置に係る所得判定基準改正並びに子ども・子育て支援納付金制度の制定に伴い、いわゆる子ども分についての税率の設定など、所要の改正を行うものでございます。

改正内容の主なものにつきましては、新旧対照表により御説明申し上げます。

2 ページを御覧願います。

課税額につきまして、第 3 条第 1 項第 1 号及び、ページをめくっていただきまして、3 ページ、第 4 号におきまして、これまでの基礎課税分、後期分、介護分に子ども分の課税額を合わせて課税する規定を追加するものでございます。

次に、第 2 項、ただし書の基礎課税額に係る課税限度額 66 万円を 67 万円に改め、第 5 項

に、4ページにかけまして、子ども分に係る課税限度額を3万円と定める規定を追加するものでございます。

次に、第19条の国民健康保険税の減額につきましても、ページを送っていただきまして、5ページになりますけれども、減額後の基礎課税額に係る課税限度額66万円を67万円に改め、減額後の子ども分に係る課税限度額3万円とする規定を追加するものでございます。

次に、第19条第1項第2号中、6ページになりますけれども、5割軽減世帯の所得判定基準におきまして、被保険者数に乗ずる金額を30万5,000円から31万円に、同条第3号中の2割軽減世帯の所得判定基準につきまして、被保険者数に乗ずる金額を56万円から57万円に改め、軽減措置に係る対象世帯の拡大を図るものでございます。

次に、7ページを御覧願います。

第2項第7号から第9項にかけまして、国保加入世帯に出産被保険者がいる場合の子ども分に係る規定になります。第7号は所得割額について、第8号は均等割額について、第9号は18歳以上の均等割額について、それぞれの各号の課税区分におきまして、産前産後の期間に係る税額を減額する規定を追加するものでございます。

次に、8ページの中段、第3項につきましては、子ども分に係る18歳未満の均等割額につきまして、全額を減額する規定を追加するものでございます。

下段の別表第1につきましては、子ども分に係る税率の設定、ページを送っていただきまして、9ページ、別表第2につきましては、子ども分に係る均等割額に対しまして、10ページにかけてのことになりますけれども、各号における均等割額につきまして、軽減する額を追加するものでございます。

次に、附則でございます。

1、施行期日としまして、この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例の規定は、令和8年4月1日から適用いたします。

2、適用区分としまして、この条例による改正後の笠間市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

以上で議案第34号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、以上で質疑を終結します。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで暫時休憩といたします。

午前１０時０３分休憩

午前１０時０４分再開

○鈴木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で教育福祉委員会に付託になりました議案の審査は終了いたしました。

ただいま御審査いただきました審査の結果については、議会最終日の本会議において報告いたします。

なお、報告書の作成については正副委員長に一任させていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 御異議ございませんので、正副委員長に一任させていただくことに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の教育福祉委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前１０時０５分閉会